

堺個審答申第95号  
(答申第130号)  
令和2年10月13日

堺市上下水道事業管理者  
出末 明彦 様

堺市個人情報保護審議会  
会長 石橋 徹也



答 申

令和2年9月10日付け堺事サビ第2163号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	水道窓口クラウドサービスについて
分 類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】
担 当 課	上下水道局 サービス推進部 事業サービス課
審 議 日	令和2年 9月18日 (第181回) 令和2年10月12日 (第182回)

## 審 議 結 果

### 1 審議会の結論

上下水道局事業管理者が堺市個人情報保護条例9条1項に基づき諮問した「水道窓口クラウドサービス」は、以下の留意事項を遵守し、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件として、本件諮問について承認する。

### 2 留意事項

- (1) 本件システムにおいて、既存の料金システムと情報連携を行うため記録媒体を使用する際は、情報セキュリティ実施手順その他の規則等を遵守し適切な情報管理を行うこと。
- (2) 今後、本件システムに機能を追加することにより新たな個人情報の取扱いが生じる場合は、当審議会に諮問を行うこと。